

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和3年度)

作成日 2021/10/28

最終更新日 2021/10/28

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	2021年10月1日
国立大学法人名	更新あり	国立大学法人豊橋技術科学大学
法人の長の氏名	更新あり	寺嶋 一彦
問い合わせ先	更新あり	監査室 (TEL:0532-44-6537 E-Mail:pof@office.tut.ac.jp)
URL	更新あり	https://www.tut.ac.jp/about/governance-code

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	<p>【確認の方法】</p> <p>○2021年6月28日開催の2021年度第1回経営協議会において、前年度報告書における未適合原則への対応状況等及び令和3年度ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書の作成スケジュールの確認を行った。</p> <p>○2021年7月26日開催の2021年度第2回経営協議会において、前年度報告書における未適合原則への対応結果等の確認並びに令和3年度ガバナンス・コード全原則に係る対応進捗状況の確認及び令和3年度ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書への意見聴取を含んだ作成スケジュールの確認を行った。</p> <p>○2021年9月7日に経営協議会委員に文書によるガバナンス・コードへの全適合状況の確認及び報告書素案に対して意見照会を行った。</p> <p>○2021年10月11日に経営協議会委員及び監事等からの意見等を踏まえて修正した報告書案について、経営協議会委員に報告（確認）</p> <p>○2021年10月12日開催の監事が陪席する役員会において報告書案を審議し、経営協議会委員の確認を経て学長が決定し、10月28日に公表</p> <p>【経営協議会委員からの総評等】</p> <p>○<u>全体として、各項目について、豊橋技術科学大学としての考え方や目標など、特徴がわかる様に重要事項を簡潔に明示した上で、参照すべき資料をあげているので、要点がわかりやすくなっています。人事や人材の登用についても、求める能力や人材像、選考方針などを明示しています。また、すべての項目で内容が更新されており、全体として前進していることは高く評価できます。</u></p> <p>○<u>全体としての確かかつ誠実に対応されていると考えます。</u></p> <p>○<u>実施状況について、特に問題等ないと考えます。</u></p> <p>○<u>ガバナンス・コードに伴う大学の存在価値のUPは、永遠のテーマであり、良好というより、課題を明確にして組織としてその克服に努めていただきたい。</u></p> <p>【経営協議会からの意見、意見への大学の回答等】 * 公表原則事項以外も含む。</p> <p>○<u>公表原則事項について、前年度に比べて、各項目とも明確になっており、具体的な取り組み内容や明文化された内容を記載するなど、対応点が具体的に表記され改善された点が明確になっている。全体として、この間の取り組みについては高く評価できます。</u> <u>従って、内容的にも表現的にも進歩の足跡が見え、透明性や公正さが担保される形になっています。</u></p>

		<p>○【<u>補充原則1-3⑥</u>】、【<u>補充原則1-4②</u>】などに、いくつか誤記があり、ガバナンス・コードは大学として社会に公表するものであり、慎重に対応された。</p> <p><意見への対応> ・誤記について確認し、修正しました。</p> <p>○【<u>原則1-3、補充原則1-3⑤</u>】「<u>国立大学法人は、自らの財務計画に沿って、必要な外部資金を獲得するため、産業界等からの資金や寄附金の受入れを促進するための体制整備、資産の有効活用を進めるべきである</u>」について →高い水準において適合していると考えます。</p> <p>○【<u>原則1-4、補充原則1-4②</u>】「<u>法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針</u>」について →今年度重要な進展があったと考えます。</p> <p>○【<u>原則3-1-1、補充原則3-1-1①</u>】「<u>経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</u>」について →経営協議会においては、学外委員を中心に活発に協議が行われ、学長のリーダーシップの下、協議の内容が大学運営に適切に反映されていると考えます。</p> <p>○【<u>原則3-1-1、補充原則3-1-1②</u>】「<u>国立大学法人は、学外委員に対し、的確な判断が可能となるよう、自大学の強み（教育・研究等）についての情報はもとより、課題についても提示することなどを通じ、十分な現状理解が得られるよう努めるべきである。</u>」について →大学側の努力は十分認められ、対応が不十分だとは思いませんが、しばしば内容が膨大であり、各委員が全体像を適切に把握するという点では限界があるように思われます。</p> <p><意見への対応> ・学外委員の方の的確な判断がいただけるよう、内容が膨大になる情報等は精査、ポイントを絞り込むなど、改善していきます。</p>
<p>監事による確認</p>	<p>更新あり</p>	<p>【確認の方法】</p> <p>○2021年6月28日開催の2021年度第1回経営協議会において、前年度報告書における未適合原則への対応状況等及び令和3年度ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書の作成スケジュールの確認を行った。</p> <p>○2021年7月26日開催の2021年度第2回経営協議会において、前年度報告書における未適合原則への対応結果等の確認並びに令和3年度ガバナンス・コード全原則に係る対応進捗状況の確認及び令和3年度ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書への意見聴取を含んだ作成スケジュールの確認を行った。</p> <p>○2021年9月7日に監事に文書によるガバナンス・コードへの全適合状況の確認及び報告書素案に対して意見照会を行った。</p> <p>○2021年10月11日に監事及び経営協議会委員等からの意見等を踏まえて修正した報告書案について、監事に報告</p> <p>○2021年10月12日開催の監事が陪席する役員会において報告書案を審議し、経営協議会委員の確認を経て学長が決定し、10月28日に公表</p> <p>【監事からの総評等】</p> <p>○<u>対応の状況については、手順を含めて適切になされていると考えます。</u></p> <p>○<u>全体としてガバナンスコードに適合していると認められます。</u></p> <p>○<u>当プロセスは、ガバナンスの総点検として意義深いと考えます。</u></p> <p>○<u>数値目標の記載が少ないのが気になりましたが、中期計画・年度計画等により、PDCAを回していくことを確認しました。</u></p> <p>○<u>規程・要項などについて、改定見直しなどが適宜行われ、反映されています。</u></p>

<p>【監事からの意見、意見への大学の回答等】*公表原則事項以外も含む。</p> <p>【原則1-3, 補充原則1-3③（【補充原則1-3⑥(2)】）「国立大学法人は、法人経営を行うに当たり教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針を策定すべきである。」について</p> <p>→ダイバーシティの確保には努めていると認められますが、高い目標管理と環境整備が必要です。障がい者雇用については、法定率を上回っているため特段の計画を定めていないものの、長期的には必要と思われるので環境整備を進めてください。</p> <p><意見への対応></p> <p>・第4期中期目標・中期計画の素案に女性研究者や多様な人材の環境等を改善するためにダイバーシティ推進センターの設置と雇用計画を策定することを掲げています。障がい者雇用についても併せて環境整備を進めていく予定としています。</p>
<p>○【補充原則1-3⑥】、【補充原則1-4②】などに、いくつか誤記があり、ガバナンス・コードは大学として社会に公表するものであり、慎重に対応された。</p> <p><意見への対応></p> <p>○誤記について確認し、修正しました。</p>
<p>○【原則1-4】、【補充原則1-4①】「国立大学法人は、その法人経営を担う役員（監事を除く。）に、国内外の高等教育・学術研究の動向を把握し、各国立大学法人のミッションや特性を踏まえた上で、戦略的な経営資源の獲得及び配分、これらの実現のための体制整備などを実施する能力を備えた人材を育成・確保すべきである。」について</p> <p>→3人の理事はすべて学外者（1名はOB含む）を起用したこと、そのうち1名は経営の一翼を担う者として地元商工会議所会頭である民間企業経営者を起用したことは大いに評価できる。今後、さらに実質化が高まることを期待します。</p> <p><意見への対応></p> <p>・本年度も、引き続き、本体制を維持するとともに、第4期中期目標期間に向け、体制を整備し、人材を確保していく予定としています。</p>
<p>○【原則1-4】【補充原則1-4②】「法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針」について</p> <p>→研修派遣の他、他大学・他機関等での経験は必要と考えます。</p> <p><意見への対応></p> <p>・7月に定めた「国立大学法人豊橋技術科学大学の法人経営及び教学運営を担い得る人材確保及び育成に関する方針」の中で「副理事、副学長、学長特別補佐及び将来の法人経営等人材として期待される教職員に、法人経営等に関する研修、他大学や国際機関との交流など法人経営等人材として必要な知識及び技能の研鑽の機会を設け、育成する。」を掲げ、これまで実施してきたことを改めて明文化しています。</p>
<p>○【原則2-1-1】「中長期ビジョンの策定と法人の教職員へのビジョンの説明及び共有」について</p> <p>→学長が参加する東三河首長会議等でビジョンを発信することは地域貢献の一つとして有意義であり、教職員への共有にも繋がると考えます。</p> <p><意見への対応></p> <p>・これまで同様、随時、地域にビジョン等を発信していきます。</p>

<p>○【原則2-1-2, 補充原則2-1-2②】「法人の長は、役員会、経営協議会、教育研究評議会等の経営・教学運営に関する会議体における審議を尊重した上で、多様な関係者の意見、期待を踏まえつつ、そのリーダーシップを十全に発揮して国立大学法人の経営を行うべきである。」等について</p> <p>→多様な学外者の意見を取り入れる仕組みとして、学外の有識者で構成するアドバイザー会議が設置されています。過去には、長岡技術科学大学及び国立高等専攻学校機構との三機関連携事業を進める際に、当該事業の協議会の構成員に海外大学の学長を加えていた実績もあることから、グローバルな取り組みを豊橋技術科学大学の特色として打ち出していくのであれば、オンライン会議等を活用するなどして、海外（在住）アドバイザーの起用も検討されてもよいのではと考えます。</p> <p><意見への対応></p> <p>・現在、アドバイザー会議委員に、日本在住の外国人有識者を加えています。海外（在住）アドバイザーの起用については、アドバイザー会議に限ることなく、持続性、実質化等の観点から、検討していきたいと考えます。</p>
<p>○【原則2-1-2, 補充原則2-1-2③】「法人の長は、ミッションやその実現のためのビジョン、目標・戦略、また実際の取組や成果・課題等の情報を、学内外に積極的に発信するなどにより、経営の透明性を高め、社会からの大学への理解と支持を得るよう努めるべきである。」及び【原則4-1「法令に基づく情報公開の徹底、及びそれ以外の様々な情報の分かりやすい公表」について</p> <p>→情報発信強化という点では目を見張る進展があります。今後は、それが「社会からの大学への理解と支持」につながっているかという点での検証が必要であると考えます。</p> <p><意見への対応></p> <p>・検証は必要であり、検証の方法の見直しと併せてステークホルダーとのエンゲージメントの形成について、今後、検討していくこととします。</p>
<p>○【原則2-1-3】【補充原則2-1-3③】「法人の長は、ビジョン実現のために自らが業務を総理し、所属する教職員を統督し得る内部統制システムやリスクの回避・低減、緊急時の迅速な情報伝達・意思決定などを含むリスク管理体制を適切に運用するとともに、継続的にその見直しを図るべきである。」について</p> <p>→緊急時の対応として、新型コロナウイルスの管理体制について、各原則に対する自己点検状況の当該補充原則の中に記述がないのは違和感を感じます。</p> <p><意見への対応></p> <p>・「国立大学法人豊橋技術科学大学における危機管理に関する規程」第8条に基づき「新型コロナウイルス感染症危機対策本部」を設置し対応していることを、加えました。</p>
<p>○【原則2-3-2】「外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況」について</p> <p>→将来に向けた人材育成として、国に派遣研修を行ったり、民間経験者を採用しており、努力が伺われます。</p>
<p>○【原則4-1】「法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫」について</p> <p>→YouTubeも含めたSNSの他、情報発信の工夫として、平成20年度から継続しており、工夫の一つとして加えた方がよいと考えます。</p> <p><意見への対応></p> <p>・加えました。</p>

	<p>○【原則4-2】【4-2③】「国立大学法人は、法人の構成員が従うべき行動規範（研究者倫理、公的研究費に係るガイドライン等）を定め、実践すべきである。また、必要に応じ、適宜見直しを行うべきである。」について</p> <p>→開催の頻度、見直しの頻度は、エビデンスとして、各原則に対する自己点検状況の当該補充原則の中に記述したほうがよいと考える。</p> <p><意見への対応>「豊橋技術科学大学における公的研究費の不正防止計画」は毎年度検証し策定していること、外部資金説明会も毎年度実施しているので、それらについては、頻度を記載しました。</p>
<p>その他の方法による確認</p>	<p>その他の方法による確認は行っていません。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況	更新あり	当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等	更新あり	<p><補足> 令和2年度の実施状況において、今後の実施予定等を掲げていた以下の6原則については、令和3年度に実施しています。</p> <p>【原則1-4 長期的な視点に立った法人経営を行う人材の確保と計画的な育成 補充原則1-4②】 <令和2年度公表時点での今後の実施予定> 「法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針」として明文化を図るため、2020年度内に基本的骨子等を表し、2021年度内に、詳細の作成、公表を行う予定である。 <令和3年度実施状況> 前年度末に基本的骨子を作成し、本年度、法人経営を担い得る人材を計画的に育成するため、「国立大学法人豊橋技術科学大学の法人経営及び教学運営を担い得る人材確保及び育成に関する方針」を、令和3年7月13日の役員会で審議し、学長が決定し、公表しています。</p>
		<p>【原則2-1-3 ビジョン実現のための執行体制の整備 補充原則2-1-3①】 <令和2年度公表時点での今後の実施予定> 「理事の職務における具体的な達成目標、評価と処遇に関し具体的な内容について」公表する形での明文化を図っていないため、2020年度内に基本的骨子等を表し、2021年度に、詳細の作成、公表を行う予定である。 <令和3年度実施状況> 前年度末に基本的骨子を作成し、本年度、理事の職務における具体的な達成目標、評価と処遇に関し具体的な内容を盛り込んだ「国立大学法人豊橋技術科学大学の法人経営及び教学運営を担い得る人材確保及び育成に関する方針」を、令和3年7月13日の役員会で審議し、学長が決定し、公表しています。</p>
		<p>【原則2-3-2 多様な人材の登用・確保】 <令和2年度公表時点での今後の実施予定> どのような観点から外部の経験を有する人材を求めているのか、その目的に合致する人材の発掘及び登用の状況を公表する形での明文化を図っていないため、2020年度内に基本的骨子等を表し、2021年度内に、詳細の作成、公表を行う予定である。 <令和3年度実施状況> 前年度末に基本的骨子を作成し、本年度、どのような観点から外部の経験を有する人材を求めているのかを明らかにするため、「国立大学法人豊橋技術科学大学の法人経営及び教学運営を担い得る人材確保及び育成に関する方針」を、令和3年7月13日の役員会で審議し、学長が決定し、公表しています。</p>
		<p>【原則3-1-1 経営協議会における審議の充実 補充原則3-1-1①】 <令和2年度公表時点での今後の実施予定> 学外委員の選考方針及び運営方法の工夫について、公表する形での明文化は図っていないため、2020年度内に基本的骨子等を表し、2021年度内に、詳細の作成、公表を行う予定である。 <令和3年度実施状況> 前年度末に基本的骨子を作成し、本年度、学外委員の選考方針及び運営方法の工夫について、「国立大学法人豊橋技術科学大学経営協議会の学外委員の選考方針」及び「国立大学法人豊橋技術科学大学経営協議会における運営方法の工夫」を、令和3年7月13日の役員会で審議し、学長が決定し、公表しています。</p>

	<p>【原則 3-4-1 監事が十分かつ適切に監査業務を遂行できるようにするための体制確保 補充原則 3-4-1 ①】</p> <p><令和 2 年度公表時点での今後の実施予定></p> <p>今後、国立大学法人法の改正の動向を踏まえつつ、本学の監事体制について、現監事や経営協議会委員等の意見も聴きながら、本学における適切な在り方について検討を行う。</p> <p><令和 3 年度実施状況></p> <p>監事は、毎月の月次監査、年次監査の実施及び役員会等の学内会議に陪席すること等で十分かつ適切に監査業務を遂行しています。また、学長と理事、会計監査人との意見交換等により牽制機能を果たすことができ、現監事の任期中は、常勤体制はとらず、非常勤体制を継続することを、令和 3 年 6 月 28 日開催の経営協議会で説明し、令和 3 年 7 月 13 日の役員会で審議し、学長が決定しました。</p> <p>なお、国立大学法人法が改正され、令和 4 年 4 月 1 日から監事のうち少なくとも 1 人は、常勤としなければならないと規定されましたが、経過措置により、施行日（令和 4 年 4 月 1 日）に常勤である監事を置いていない国立大学法人については、当該国立大学法人等の監事のうち施行日以後最初に任期が満了する者の当該任期が満了するまでの間は、適用しないことが附則で規定されているため、同法の規定に抵触するものではありません。</p>
	<p>【原則 4-1 法令に基づく情報公開の徹底、及びそれ以外の様々な情報の分かりやすい公表 補充原則 4-1 ②】</p> <p><令和 2 年度公表時点での今後の実施予定></p> <p>なお、学生の満足度については、令和元年度実施の機関別認証評価における「基準 6-8」で、「修了時の学生、修了後一定期間の就業経験等を経た修了生、就職先等からの意見聴取が実施されており、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られている」と評価されている。一方、学生の満足度の調査目的が、教学マネジメント、内部質保証のため、一部の情報公開が学内のみに留まっているため、学外公開に向けて、教育成果の公表全体の記載項目の充実化と併せて、慎重に対応を検討していく。</p> <p><令和 3 年度実施状況></p> <p>毎年度卒業・修了予定者向けに「アンケート（卒業生調査）」を実施し、集計結果を公表しています。</p> <p>毎年度「授業評価アンケート」を実施し、集計結果を公表しています。</p> <p>教育成果の公表全体の記載項目の充実化に向けて、教育戦略本部等において引き続き検討していくこととしています。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則1-1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋	更新あり	<p>本学の設立の趣旨を踏まえ、これまでの実績と強み・特色を活かした更なる発展を期し、豊橋技術科学大学全構成員の道標として、基本理念、10の目標からなる「豊橋技術科学大学憲章」を、経営協議会等での審議を経て平成27年3月に策定しました。この「大学憲章」のもと、平成28年度からの第3期の国立大学法人豊橋技術科学大学が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）、中期目標を達成するための中期計画、年度計画を、学内者に事前に意見を求めるとともに、経営協議会（平成26年度：2回、平成27年度：1回）及びアドバイザー会議委員（平成27年度：1回）の意見を聴き、策定し、認可・届出を踏まえ、公式ウェブサイトにて公表しています。</p> <p>令和4年度からの第4期の国立大学法人豊橋技術科学大学が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）、中期目標を達成するための中期計画についても、経営協議会（令和2年度：2回、令和3年度2回）及びアドバイザー会議委員（令和2年度：1回）で意見を聞き、7月末に文部科学大臣に同素案を提出したところです。</p> <p>また、「大学憲章」に掲げる基本理念を達成すべく戦略（挑戦）を掲げた、TUTプラン（毎年度改訂）及び国際戦略を策定し、全学教職員連絡会での説明等を通して構成員が共有するとともに、TUTプランは毎年度、国際戦略は定期的に見直し、公式ウェブサイトにて公表しています。さらに長期将来ビジョンを学長のもと、本年度中に策定し、公表する予定です。</p> <p>なお、第4期中期目標・中期計画及び長期将来ビジョンと連動させてTUTプラン及び国際戦略を次年度に見直す予定です。</p> <p>■豊橋技術科学大学憲章・TUTプラン https://www.tut.ac.jp/about/charter.html ■第3期に達成すべき業務運営に関する目標（中期目標） https://www.tut.ac.jp/about/docs/3chuki_moku280301.pdf ■目標を達成するための中期計画https://www.tut.ac.jp/about/docs/3chuki_kei_henkou290329.pdf ■年度計画（令和3年度）https://www.tut.ac.jp/about/docs/R03nendokeikaku.pdf</p>
補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等	更新あり	<p>本学では、教育及び研究、組織及び運営、並びに施設及び設備の状況について継続的に点検・評価し、自主的・自律的な質の保証（内部質保証）を高め、絶えず改善・向上及び機能強化を図るため、平成31年3月に定めた「自己点検・評価の基本方針」及び「自己点検・評価に関する基本方針実現のための運用について」により「自己点検・評価情報の公開」を規定し、公式ウェブサイトの「情報公開」のページにおいて、学校教育法第109条第1項の規定に基づく自己点検・評価の結果等について、公表しています。</p> <p>■自己点検・評価の基本方針 https://www.tut.ac.jp/about/docs/kinonhousin.pdf ■自己点検・評価に関する基本方針実現のための運用について https://www.tut.ac.jp/about/docs/kihonhousin-unyou.pdf ■情報公開 https://www.tut.ac.jp/about/information.html</p> <p>・学校教育法第109条第1項の規定に基づく自己点検・評価の結果 （国立大学法人法第31条の2第1項の規定に基づく評価含む） （国立大学法人法第31条の2第2項及び第3項の規定に基づく評価含む） ・学校教育法第109条第2項の規定に基づく認証評価機関における認証評価等の結果 他</p>

<p>補充原則 1 - 3⑥ (1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p>	<p>更新あり</p>	<p>本学の経営及び教学運営に係る権限と責任の体制については、「国立大学法人豊橋技術科学大学組織通則」により、国立大学法人法に定める「役員会」、「経営協議会」、「教育研究評議会」を、本法人独自の組織として法人の管理運営等に関する重要事項等を検討又は審議する機関として「戦略企画会議」を置き、「国立大学法人豊橋技術科学大学役員会規則」、「同経営協議会規則」、「同教育研究評議会規則」、「同戦略企画会議規則」により、その権限と責任を明確化しています。また、理事・副学長等の職務は「理事・副学長及び副学長等の職務分掌について」にて公表しています。</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学組織通則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/1.html</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学役員会規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/12.html</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学経営協議会規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/13.html</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学教育研究評議会規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/14.html</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学戦略企画会議規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/454.html</p> <p>■2021年度国立大学法人豊橋技術科学大学理事・副学長及び副学長等の職務分掌について http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/716.html</p>
<p>補充原則 1 - 3⑥ (2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>	<p>更新あり</p>	<p>本学では、「職員の採用と配置に関する基本方針」に「職員の採用と配置に当たっては、性・年齢等のバランスに配慮し、各人が能力を発揮できる環境を整えるとともに、本学の重要な取組である国際化にも十分に取組体制を整える。」ことを、「予算編成方針」に「障害者雇用促進法の趣旨を踏まえ、雇用を促進する。」ことを掲げ、ダイバーシティを考慮した人事方針等を策定しています。</p> <p>また、第3期中期計画において、若手教員の割合、女性・外国人教員の割合、また、指導的地位に占める女性の割合について、各々具体的に目標を掲げ、実行し、人材を確保しています。</p> <p>第4期中期目標期間に向けて、科学技術・イノベーション基本計画、第5次男女共同参画基本法に掲げる成果目標を目指しつつ、数値だけを追うのではなく、各種支援の充実も図った上で、雇用計画を立てて、取り組むこととしています。</p> <p>■職員の採用と配置に関する基本方針 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/680.html</p> <p>■第3期中期計画 https://www.tut.ac.jp/about/docs/3chuki_kei_henkou290329.pdf</p>
<p>補充原則 1 - 3⑥ (3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>	<p>更新あり</p>	<p>本学では、期首に、第3期中期目標期間に係る財務基本方針を策定し、それに基づき予算を編成しています。また、認可された中期計画において、予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画を本学公式ウェブサイトに公表しています。</p> <p>第4期中期計画に向けて、公的資金の他、産業界からの外部資金、寄附金等を含む第4期中期目標期間における財政計画、資金運用計画を策定することとしています。</p> <p>■第3期中期計画 https://www.tut.ac.jp/about/docs/3chuki_kei_henkou290329.pdf</p>
<p>補充原則 1 - 3⑥ (4) 及び補充原則 4 - 1③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）</p>	<p>更新あり</p>	<p>教育研究の費用及び成果等については「財務諸表」、「決算報告書」、「事業報告書」、「財務レポート」にて、各々を公表しています。</p> <p>「財務レポート」は、財務諸表について、学内における教育・研究に係るコストの見える化を進めるとともに、活動状況や資金の使用状況等を、分かりやすく公表するため過去5年間の推移や他大学財務指標との比較など、図表等を用いて多様なステークホルダーに対し分かりやすくまとめたもので毎事業年度作成しています。</p> <p>その他、本年度に財務情報と非財務情報を組み合わせ、組織の展望を示す統合報告書を作成し、公表する予定です。</p> <p>■財務諸表：https://www.tut.ac.jp/about/docs/R02zaimu.pdf</p> <p>■決算報告書：https://www.tut.ac.jp/about/docs/R02kessan.pdf</p> <p>■事業報告書：https://www.tut.ac.jp/about/docs/R02jigyuu.pdf</p> <p>■財務レポート：https://www.tut.ac.jp/about/docs/2020zaimu.pdf（令和2年度分は作成中）</p>

<p>補充原則 1 - 4 ② 法人経営を担い る人材を計画的に育成するための方針</p>	<p>更新あり</p>	<p>学長を補佐する副学長は理事又は教授、学長特別補佐は教授又は特任教授（外部からの登用）で任期は、2年とし、有望な人材を登用しています。</p> <p>学長補佐については、教授又は准教授で、任期は2年とし、若手の登用も可能としています。</p> <p>法人経営を担い る人材の育成のため、国立大学協会等が実施するトップマネジメント研修や、ユニバーシティ・デザイン・ワークショップに副学長・学長特別補佐クラスを参加させることにより、将来の大学経営を主導する人材の育成を図ってきました。</p> <p>本年度、改めて法人経営を担い 得る人材を計画的に育成するため、「国立大学法人豊橋技術科学大学の法人経営及び教学運営の担い 得る人材確保及び育成に関する方針」を、令和3年7月13日の役員会で審議し、学長が決定し、公表し、人事委員会においてフォローアップしていくこととしています。</p> <p>■豊橋技術科学大学副学長選考規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/170.html</p> <p>■豊橋技術科学大学学長特別補佐選考規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/413.html</p> <p>■豊橋技術科学大学学長補佐選考規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/171.html</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学の法人経営及び教学運営を担い 得る人材確保及び育成に関する方針 https://www.tut.ac.jp/about/docs/keieijinzhaihoushin.pdf</p>
<p>原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>	<p>更新あり</p>	<p>本学では、「国立大学法人豊橋技術科学大学組織通則」により、国立大学法人法に定める「理事」を置くこと、「国立大学法人豊橋技術科学大学理事任命等規程」により理事の基準及び資格を定め、また、「学則」により学校教育法に定める「副学長」の他「学長特別補佐」を置くこと、「豊橋技術科学大学副学長選考規程」「豊橋技術科学大学学長特別補佐選考規程」により資格を定めるとともに、「理事・副学長及び副学長等の職務分掌について」により職務分掌を定め、公表し、経営及び教学運営を担う人材を適材・適所に、配置しています。</p> <p>平成29年度より法人経営に必要な能力を備える人材として、地元商工会議所会頭である民間企業経営者を理事に、更に令和2年度からは教学面の先見性や国際性、戦略性を有する人材として、他の総合国立大学の理事経験者、高専校長経験者を理事・副学長に選任・配置し、学長の意思決定や業務執行をサポートする体制を整備してきました。</p> <p>本年度、改めて長期的な視点に立った経営人材の計画的な育成・確保するため「国立大学法人豊橋技術科学大学の法人経営及び教学運営の担い 得る人材確保及び育成に関する法人方針」を、令和3年7月13日の役員会で審議し、学長が決定し、公表しています。</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学組織通則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/1.html</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学理事任命等規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/169.html</p> <p>■豊橋技術科学大学学則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/1.html</p> <p>■豊橋技術科学大学副学長選考規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/170.html</p> <p>■豊橋技術科学大学学長特別補佐選考規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/171.html</p> <p>■2021年度国立大学法人豊橋技術科学大学理事・副学長及び副学長等の職務分掌について http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/716.html</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学の法人経営及び教学運営を担い 得る人材確保及び育成に関する方針 https://www.tut.ac.jp/about/docs/keieijinzhaihoushin.pdf</p>

<p>原則 2 - 2 - 1 役員会の議事録</p>	<p>更新あり</p>	<p>本学では、役員会は、計画的かつ十分な検討・討議が行えるよう、原則毎月1回開催する定例会の他、必要に応じて開催する臨時会において、メールやオンラインも活用することで、学長の意思決定を支え、法人の適正な経営に資する場として機能させています。</p> <p>役員会は、国立大学法人法で定める事項を「国立大学法人豊橋技術科学大学役員会規則」の審議事項として定め、上記のとおり、適時かつ迅速な審議を行い、議事録については、大学公式ウェブサイトにて公表しています。</p> <p>本年度に「国立大学法人豊橋技術科学大学における会議等の開催方法の特例に関する規則」を定め、対面での会議開催が困難な場合、遠隔会議及び書面審議により開催できることを明文化しています。</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学役員会規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/12.html</p> <p>■役員会情報 https://www.tut.ac.jp/about/yakuinkai.html</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学における会議等の開催方法の特例に関する規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/732.html</p>
<p>原則 2 - 3 - 2 外部の経験を有する人材を 求める観点及び登用の状況</p>	<p>更新あり</p>	<p>本学では、大学としての機能を強化するため、ダイバーシティー、国際性に加え、教育研究の高度化等の観点から中期目標・中期計画に多様な人材の確保を掲げ、「中期目標の業務の実績報告書」に、その実績を公表しています。</p> <p>3人の理事のうち、1人は高専校長経験者、1人は外部経験者等を登用してきましたが、令和2年度からは、総合国立大学の理事経験者、学内・高専校長経験者、産業界の経営経験者と多様な人材を登用し、その経験と知見を法人経営に活用することで、経営層の厚みを確保しています。</p> <p>本年度、改めて、どのような観点から外部の経験を有する人材を求めているのかを明らかにするため、「国立大学法人豊橋技術科学大学の法人経営及び教学運営の担い得る人材確保及び育成に関する法人方針」を、令和3年7月13日の役員会で審議し、学長が決定し、公表しています。</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学の法人経営及び教学運営を担い得る人材確保及び育成に関する方針 https://www.tut.ac.jp/about/docs/keiejinzaihoushin.pdf</p>
<p>補充原則 3 - 1 - 1 ① 経営協議会の外部委員に係る 選考方針及び外部委員が 役割を果たすための運営方 法の工夫</p>		<p>経営協議会の学外委員は、本法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命しています。その構成は、本学と結びつきが強い、産学官からバランス良く委員を選出することを考慮し、現在は、本学学生の多数を占める国立高等専門学校を統括する国立高等専門学校機構理事長、設置形態を同じくする長岡技術科学大学理事、高等教育に精通した者（文部行政経験者・私立大学学長）、本学設置場所の豊橋市の市長・地域企業の声を聴くため地元商工会議所役員（副会頭・企業社長）及び本学OBである同窓会長（企業役員）から構成しています。</p> <p>本年度、改めて学外委員の選考方針及び運営方法の工夫について、「国立大学法人豊橋技術科学大学経営協議会の学外委員の選考方針」及び「国立大学法人豊橋技術科学大学経営協議会における運営方法の工夫」を、令和3年7月13日の役員会で審議し、学長が決定し、公表しています。</p> <p>経営協議会の開催にあたっては、学外委員を含め、多くの委員が出席できるよう、予め翌年度の開催日程を調整する他、会議開催日よりも一定期日前に議題、資料を送付し、確認いただくこと、また、各議題の審議理由等をまとめた概要メモを資料に添付することで、会議当日に十分な審議時間を確保するとともに、意見が活発になるよう工夫を行っています。</p> <p>予定時刻より早く既定の議題の審議等が終了した場合は、議題によらない大学に対する自由な意見交換の場を設けています。</p> <p>本年度に「国立大学法人豊橋技術科学大学における会議等の開催方法の特例に関する規則」を定め、対面での会議開催が困難な場合、遠隔会議及び書面審議により開催できることを明文化しています。</p>

		<p>■国立大学法人豊橋技術科学大学経営協議会規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/13.html</p> <p>■経営協議会委員 https://www.tut.ac.jp/about/keieikyougikai.html</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学経営協議会の学外委員の選考方針 https://www.tut.ac.jp/about/docs/0baffba731d58288aa73337cd64fd7b9581046e4.pdf</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学経営協議会における運営方法の工夫 https://www.tut.ac.jp/about/docs/b18522cbd3c9bd212de607f0c2487befee943116.pdf</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学における会議等の開催方法の特例に関する規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/732.html</p>
<p>補充原則 3 - 3 - 1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>	<p>更新あり</p>	<p>学長選考に当たっては、以下のとおり「国立大学法人豊橋技術科学大学学長選考等規程」第6条及び「国立大学法人豊橋技術科学大学学長選考基準」により選考基準等を定め、この基準を踏まえ、「同学長選考等規程」第7条～第14条に基づき、学長候補者を選考、決定しています。</p> <p>学長候補者になるべき能力を有すると思われる者（学長候補適任者）の選出にあたっては、意見聴取有資格者（学長、副学長、教授）から事前に学長候補適任者の推薦について学内外を問わず意見を聴取し、その意見聴取を参考に、3名以内の学長候補適任者を選出（うち1名については、意見聴取とは別に学長選考会議が加えることができること）し、学長選考会議が主体的な選考を行っています。</p> <p>選出した学長候補適任者に対し、意向調査を実施しますが、学長候補者の決定に当たっては、この意向調査の結果を、あくまで「参考」に留め、学長選考会議が主体的に決定しています。</p> <p>本学長選考に当たっての選考基準、選考結果や選考過程等は、「学長選考会議に関する公表事項」により、公表しています。</p> <p>*学長選考等規程第6条（選考の基準等）</p> <p>第6条 学長候補者は、次の各号に該当する者で、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、豊橋技術科学大学（以下「本学」という。）における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者とする。</p> <p>（1）本法人の自主性、自律性を尊重し、社会に対して本学の存在感を示すことができる者</p> <p>（2）本法人の将来を見通し、リーダーシップを発揮できる者</p> <p>（3）管理運営、教育研究及び社会貢献に関する見識を有する者</p> <p>2 学長選考会議は、選考の基準について、前項に規定する事項に係る具体的な事項を別に定めるものとする。</p> <p>*国立大学法人豊橋技術科学大学学長選考基準</p> <p>【資質・能力】</p> <p>国立大学法人豊橋技術科学大学(以下「本法人」という。))における大学憲章を尊重し、その達成・実現に対する強い意欲とともに、以下の資質・能力を有すること。</p> <p>1. 人格が高潔で、学識が優れ、かつ、本法人における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者</p> <p>2. 本法人の自主性、自律性を尊重し、社会に対して本学の存在感を示すことができる者</p> <p>3. 本法人の将来を見通し、リーダーシップを発揮できる者</p> <p>4. 管理運営、教育研究、社会貢献及び国際化に関する見識を有する者</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学学長選考等規程（第6条～第10条） http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/167.html</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学学長選考基準 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/626.html</p> <p>■「学長選考会議」に係る公表事項 https://www.tut.ac.jp/about/gakucyosenko.html</p>

<p>補充原則 3 - 3 - 1 ② 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上 限設定の有無</p>	<p>更新あり</p>	<p>学長の任期、再任については、以下のとおり「国立大学法人豊橋技術科学大学学長選考等規程」第3条、第4条及び第5条に基づき、学長の任期（再任含む）を定め、公表しています。</p> <p>（学長の任期）</p> <p>第3条 学長の任期は、本法人の運営における中期目標及び中期計画の重要性に鑑み、その策定及び実施の期間を踏まえるものとする。</p> <p>2 学長の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、再任の場合の任期は、2年とし、引き続き6年を超えて在任することはできない。</p> <p>（学長が4年の任期満了後に再任されない場合の次の学長の任期）</p> <p>第4条 前条第2項に規定する4年の任期満了後に当該学長が再任されない場合における次の学長の任期は、2年とする。</p> <p>2 前項の2年の任期満了後における次の学長の任期は、前条第2項による。</p> <p>3 第1項の2年の任期を満了した学長は、引き続き前項の任期に就任することができる。この場合、第1項の就任以後、引き続き8年を超えて在任することはできない。</p> <p>（学長が欠員となった場合の後任の学長の任期）</p> <p>第5条 学長が任期満了の前に欠員となったときの後任者の任期は、第3条を踏まえ、学長選考会議が別に定める。</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学学長選考等規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/167.html</p>
<p>原則 3 - 3 - 2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p>	<p>更新あり</p>	<p>学長の解任については、以下のとおり「国立大学法人豊橋技術科学大学学長選考等規程」第17条、第18条及び第19条に基づき、解任の手続き等を定め、公表しています。</p> <p>なお、学長の業務執行状況については、「国立大学法人豊橋技術科学大学学長選考会議規則」第4条第2項及び「国立大学法人豊橋技術科学大学学長の業務執行状況の確認及び業績評価に係る取扱いについて」により確認及び評価を行っています。</p> <p>（解任の手続き）</p> <p>第17条 学長選考会議は、学長が次の各号のいずれかに該当するとき、その他学長たるに適しないと認めるときは、文部科学大臣に学長の解任を申出るものとする。</p> <p>（1）心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。</p> <p>（2）職務上の義務違反があるとき。</p> <p>2 学長選考会議は、学長の職務の執行が適当でないため本法人の業務の実績が悪化した場合であって、学長に引き続き当該職務を行わせることが適当でない認めるときは、文部科学大臣に学長の解任を申出るものとする。</p> <p>（その他の学長解任の手続き）</p> <p>第18条 学長選考会議は、教授会から教育研究に関する事項について、前条第1項又は第2項に該当する意見が出されたときは、この意見を確認するものとする。</p> <p>2 学長選考会議は、前項の確認の結果、前条第1項又は第2項のいずれかに該当するときは、文部科学大臣に学長の解任を申出るものとする。</p> <p>（解任に係る意向調査）</p> <p>第19条 学長選考会議は、文部科学大臣への学長の解任の申出を決定する前に、その是非について、意向調査対象者に解任に係る意向調査を行うことができるものとする。</p> <p>2 前項に規定する意向調査の方法は、第12条の規定を準用するものとする。</p> <p>3 解任に係る意向調査は、不在者投票を認めるものとする。ただし、代理投票は認めない。</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学学長選考等規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/167.html</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学学長選考会議規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/11.html</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学学長の業務執行状況の確認及び業績評価に係る取扱い http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/627.html</p>

<p>補充原則 3 - 3 - 3 ② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>	<p>更新あり</p>	<p>学長の業務執行状況等については、「国立大学法人豊橋技術科学大学学長選考会議規則」第4条第2項及び「国立大学法人豊橋技術科学大学学長の業務執行状況の確認及び業績評価に係る取扱いについて」により、学長の業務執行状況の確認（毎年度1回）及び業績評価（学長就任から任期満了までの期間）を行い、評価実施後は、学長選考会議議長より本人へ評価結果原案を提示するとともに助言等を行い、確認を経た決定後は、公式ウェブサイト「学長選考会議」に係る公表事項」評価結果にて公表しています。</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学学長選考会議規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/11.html</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学学長の業務執行状況の確認及び業績評価に係る取扱い http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/627.html</p> <p>■「学長選考会議」に係る公表事項 https://www.tut.ac.jp/about/gakucyosenko.html</p>
<p>原則 3 - 3 - 4 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p>	<p>更新あり</p>	<p>本学の規模から、教育と経営の一体的な運営の最終責任者として強いリーダーシップを発揮することができる現体制を維持し、大学総括理事は設置していません。</p>
<p>基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p>	<p>更新あり</p>	<p>本学は、内部統制システムに係る持続的な活動を通じて、役職員が内部統制システムの維持・向上と事業に関わる法令等を遵守し、業務の公正を確保するとともに、効率性・有効性を高めるため「国立大学法人豊橋技術科学大学内部統制システムに関する基本方針」を定め、その上で、内部統制推進のための体制整備として「内部統制推進体制等の取扱い」を定め、不断の見直しを図るとともに、公表しています。</p> <p>また、文部科学大臣認可の「国立大学法人豊橋技術科学大学業務方法書」第2条及び第3条において、内部統制に関する基本事項として役員（監事を除く。）の職務の執行が国立大学法人法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備し、継続的にその見直しを図るとともに、役員及び職員への周知や研修の実施、必要な情報システムの更新に努めること、内部統制システムに関する事務を統括する役職員その他の内部統制システムの整備推進体制について決定すること、体制に基づきモニタリングを行うために必要な規程を整備すること、内部統制システムに関する事務を統括する役職員は、定期的な連絡の機会を設け、内部統制システムに関する事務を統括する役員に対し、必要な報告が定期的に行われることを確保することを定め、公表しています。</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学内部統制システムに関する基本方針 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/433.html</p> <p>■内部統制推進体制等の取扱いについて http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/434.html</p> <p>■国立大学法人豊橋技術科学大学業務方法書 https://www.tut.ac.jp/about/docs/270401gyoumuhouhousho.pdf</p>

<p>原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>	<p>更新あり</p>	<p>本学では、本学の理念と目標を定めた「豊橋技術科学大学憲章」において、【情報公開・情報発信の目標】として、積極的に情報公開、情報発信を行い、社会への説明責任を果たすことを掲げています。</p> <p>法令に基づく適切な情報公開として、学校教育法施行規則第172条の2に基づく、公表すべき教育研究活動等の状況を公式ウェブサイトに掲載しています。また、法人経営について、多様な財源に支えられた大学として、財務に関して、過去5年間の推移や他大学財務指標との比較などを交え、多様なステークホルダーに対し分かりやすくまとめた「財務レポート」を毎年作成し、公式ウェブサイトの情報公開ページに掲載しています。</p> <p>その他、本年度に財務情報と非財務情報を組み合わせ、組織の展望を示す統合報告書を策定し、公表する予定です。</p> <p>法人情報、大学情報については、公式HP、各種刊行物、SNSの他、プレスリリース（定例記者会見含む）、FMラジオ番組、オープンキャンパス等、多様なツールを活用して積極的に発信しています。</p> <p>■豊橋技術科学大学憲章 https://www.tut.ac.jp/about/charter.html#anc01</p> <p>■学校教育法施行規則第172条の2に基づき、公表すべき教育研究活動等の状況 https://www.tut.ac.jp/about/education-info.html</p> <p>■財務レポート https://www.tut.ac.jp/about/docs/2020zaimu.pdf</p> <p>■Facebook https://www.facebook.com/toyohashi.tech/</p> <p>■Twitter https://twitter.com/toyohashi_tech</p> <p>■FMラジオ広報「天伯之城 ギカダイ」 https://www.tut.ac.jp/castle.html</p>
<p>補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>	<p>更新あり</p>	<p>本学では、本学の理念と目標を定めた「豊橋技術科学大学憲章」において、【情報公開・情報発信の目標】として、積極的に情報公開、情報発信を行い、社会への説明責任を果たすことを掲げています。</p> <p>最新情報は公式ウェブサイト、定例記者会見等で発信するとともに、上記原則 4 - 1 に記載したとおり、法人情報、大学情報については、公式HP、各種刊行物、SNSの他、プレスリリース（定例記者会見含む）、FMラジオ番組、オープンキャンパス等、多様なツールを活用して積極的に発信しています。</p> <p>公式ウェブサイトのトップページに、「受験生の方」「学内の方」「卒業生の方」「保護者の方」「高専の方」「地域の方」とステークホルダー毎にバナーを分け、読み手が迷うことなく、適切な情報を即座に入手できるよう配慮しています。</p> <p>■豊橋技術科学大学憲章 https://www.tut.ac.jp/about/charter.html#anc01</p> <p>■公式ウェブサイトのトップページ https://www.tut.ac.jp/index.html</p>

<p>補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>	<p>更新あり</p>	<p> 本学では、学生がどのような教育成果を享受できたのかを示す情報として、次の公式ウェブサイト等に掲載し、公表しています。 ■「学校教育法施行規則第172条の2に基づき公表すべき教育研究活動等の状況」 https://www.tut.ac.jp/about/education-info.html ○学生が大学で身につけることができる能力とその根拠 どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針である「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）と連動して、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）を策定し、公表しています。 ■ポリシー https://www.tut.ac.jp/university/policy.html ○学生の満足度 卒業・修了予定者向けに「アンケート（卒業生調査）」を実施し、集計結果を公表しています。 「授業評価アンケート」を実施し、集計結果を公表しています。 ■学生の満足度調査 卒業・修了予定者アンケート結果 学生向け遠隔授業アンケート結果 https://www.tut.ac.jp/about/docs/2020_survey_results.pdf https://www.tut.ac.jp/university/assess.html その他学生の満足度に係るアンケート結果等は随時追加して更新していきます。 ○学生の進路状況 学部卒業生及び大学院（博士前期課程、博士後期課程）修了者の主な就職先や産業分類別就職状況について公表しています。 ■就職状況（産業分類別就職状況）（就職先一覧） 学部卒業生及び大学院（博士前期課程、博士後期課程）修了者の主な就職先 https://www.tut.ac.jp/student/list.html ■産業分類別就職状況 https://www.tut.ac.jp/student/condition.html 教育成果の公表全体の記載項目の充実化に向けて、教育戦略本部等において引き続き検討していくこととしています。 </p>
--	-------------	--

<p>法人のガバナンスにかかる 法令等に基づく公表事項</p>	<p>更新あり</p>	<p>■法定公開情報(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に定める情報提供)</p> <p>□組織に関する情報</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 目的、業務の概要及び国の施策との関係 https://www.tut.ac.jp/about/summary.html 2. 国の施策との関係 <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人豊橋技術科学大学の中長期目標 https://www.tut.ac.jp/about/docs/3chuki_moku280301.pdf ・国立大学法人豊橋技術科学大学業務方法書 https://www.tut.ac.jp/about/docs/270401gyoumuhouhouhouso.pdf 3. 組織の概要 https://www.tut.ac.jp/about/organize.html 4. 役員に対する報酬及び退職手当の支給基準 <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人豊橋技術科学大学役員給与規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/140.html ・国立大学法人豊橋技術科学大学役員退職手当規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/141.html 5. 職員に対する報酬及び退職手当の支給基準 <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人豊橋技術科学大学職員給与規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/142.html ・国立大学法人豊橋技術科学大学職員就業規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/106.html ・国立大学法人豊橋技術科学大学職員退職手当規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/163.html ・国立大学法人豊橋技術科学大学再雇用職員就業規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/107.html ・国立大学法人豊橋技術科学大学契約職員就業規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/108.html ・国立大学法人豊橋技術科学大学パートタイム職員就業規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/109.html ・国立大学法人豊橋技術科学大学特定職員就業規則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/410.html 6. 役職員の報酬・給与等について https://www.tut.ac.jp/about/docs/kyuyo-kohyoR2.pdf <p>□業務に関する情報</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 業務に対する計画 <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人豊橋技術科学大学の中長期計画 https://www.tut.ac.jp/about/docs/3chuki_kei_henkou290329.pdf ・国立大学法人豊橋技術科学大学の年度計画 https://www.tut.ac.jp/about/docs/R03nendokeikaku.pdf 2. 業務に対する報告書 <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人豊橋技術科学大学の事業報告書 https://www.tut.ac.jp/about/gyomu-jisseki.html 3. 法令の規定により使用料、手数料その他の料金を徴収している場合におけるその額の算出方法 <ul style="list-style-type: none"> ・授業料等に関する規程 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/361.html ・固定資産等管理細則 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/326.html ・非常勤講師等宿泊施設取扱要領 http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/332.html 4. 情報公開 https://www.tut.ac.jp/about/jouhoukoukai.html 5. 個人情報保護関係 https://www.tut.ac.jp/about/kojinjyoho.html
-------------------------------------	-------------	---

調達情報

- ・ 国立大学法人豊橋技術科学大会計規則
<https://www.tut.ac.jp/intr/image/append/kaike-kisoku.pdf>
- ・ 国立大学法人豊橋技術科学大学随意契約の基準（関係規則等抜粋）
<https://www.tut.ac.jp/Frame99/tyoutatu/zuikeikijun.htm>
- ・ 国立大学法人豊橋技術科学大学契約事務細則
<https://www.tut.ac.jp/intr/image/append/keiyaku-saisoku.pdf>
- ・ 国立大学法人豊橋技術科学大学政府調達事務取扱細則
<https://www.tut.ac.jp/about/docs/seihutyoutatsu-saisoku.pdf>

 財務に関する情報

- ・ 財務に関する情報
<https://www.tut.ac.jp/about/information.html#anc03>

 評価・監査に関する情報

- ・ 国立大学法人評価、監事の直近意見、監査法人の直近意見
<https://www.tut.ac.jp/about/information.html#anc04>

 国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）に基づく公表

- ・ 国立大学法人豊橋技術科学大学の役職員の報酬・給与等について
<https://www.tut.ac.jp/about/docs/kyuyo-kohyoR2.pdf>

 大学の教員等の任期に関する法律第5条に基づく公表

- ・ 国立大学法人豊橋技術科学大学教員の任期に関する規程
<http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/176.html>